

第三十三号

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「能力」を「行為能力」に、「の二」を「又は次号のいずれか」に改め、同項第六号中「の一」を「のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

民法の一部が改正され、未成年後見人に法人を選任することができるようになったこと等に鑑み、未成年者に係る浄化槽保守点検業の登録の拒否の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。